

第 5 章

施策展開

1. 施策の方向性

第 5 章 施策展開

1. 施策の方向性

本市では、公共交通を軸とした拠点集中型のコンパクトなまちづくりを推進するため、「公共交通の活性化」、「公共交通沿線地区への居住推進」、「中心市街地の活性化」を施策の 3 本柱として、取組を展開してきました。

本計画では、これまで推進してきた施策を継続するとともに、地域生活拠点などの都市機能の維持・誘導により、本市が目指すクラスター型（多核型）の都市構造の実現をさらに推進するため「公共交通の活性化」、「公共交通沿線地区への居住推進」に加えて「（中心市街地を含めた）地域拠点の活性化」に取り組めます。

◎実現化のための施策（計画における位置付け）

■公共交通の活性化

今後策定予定の「富山市地域公共交通計画」とも連携しながら、引き続き、都心地区や地域生活拠点を結ぶ公共交通軸の活性化を図ります。また、郊外部や中山間地域では、生活の足となる生活交通サービスの維持に加え、将来を見据えたコミュニティバスのあり方や、AI（人工知能）を活用したデマンド交通など地域の特性を踏まえた新たな移動手段の導入の可能性について検討を進めます。

■公共交通沿線地区への居住推進（居住の誘導施策）

まちなかや公共交通沿線における住宅の取得、共同住宅の建設や宅地整備を支援する「まちなか居住推進事業」や「公共交通沿線居住推進事業」による居住推進施策を継続します。また今後、増加が見込まれる既成市街地等の空き地や空き家の活用に向け、土地利用の現状や開発事業者のニーズ、課題等を把握するための調査を実施するとともに、それらを踏まえた支援策等の検討を進めます。

■地域拠点の活性化（都市計画区域外の拠点を含む）

都心地区においては、市街地再開発事業や公有地等を活用した都市機能の整備により広域的な都市機能の集積を図るほか、富山駅周辺地区における都市基盤の整備や歩行空間の再編、官民連携によるエリア価値向上に向けた取組の推進により、地域拠点の賑わい創出に努めます。

日常生活に必要な都市機能のうち、商業が不足する地域生活拠点等においては、市独自の支援制度の活用により、引き続き立地誘導を図ります。また、医療機能が不足する地域生活拠点等においては、施設立地の可能性の検討に加え、送迎や ICT を活用した遠隔診療等の代替えサービスを検討します。

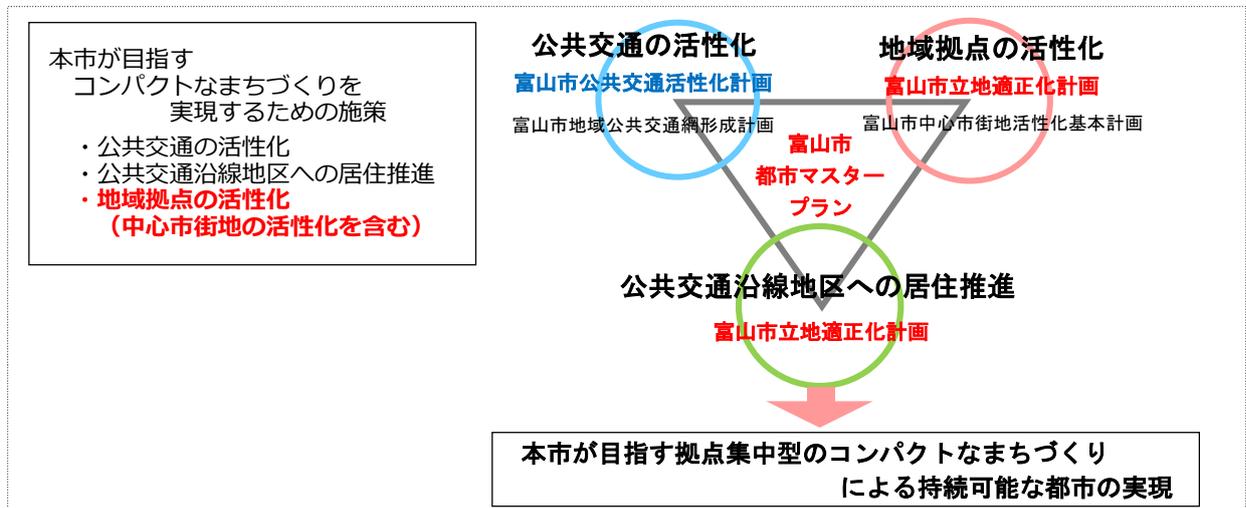
都心地区以外の地域拠点においても、賑わい創出の観点から、交通結節機能の強化や住環境の向上などの都市基盤整備を通じた地域拠点の活性化方策の検討を進めます。

■その他（居住誘導区域外側の地域での施策など）

居住誘導区域以外（市街化調整区域や非線引き白地地域）の公共交通沿線の徒歩圏等においては、人口や地域コミュニティを維持するため、引き続き、都市マスタープランの考え方に基づき、既存の公共交通サービスの維持・向上を図るとともに、移動販売や送迎、ICT の活用による代替えサービスの確保や地域特性を踏まえた新たな移動手段の導入の可能性の検討など、日常生活に必要なサービスが享受できる住環境の形成に努めます。

	お団子と串の強化			
	1.公共交通の活性化	2.公共交通沿線地区への居住推進	3.地域拠点の活性化	4.その他の施策
■現在の取組・検討を継続する施策	■公共交通軸の活性化 (鉄軌道関連) ・LRT ネットワークの形成 ・地域内鉄道としてのサービス強化 ・増便を核とした利便性の向上 ・交通結節点の整備 (バス関連) ・快適性・分かりやすさの向上 ・都市整備と連携したバスの機能強化 ■生活交通の確保 ・生活バス路線(民間赤字路線)の維持 ・公営コミュニティバス等の効率的な運行 ・地域自主運行バスの導入支援 ・NPO などによる福祉有償運送、過疎地有償運送サービスの活用 ・持続可能な交通サービスの実現 ■公共交通の利用促進 ・市民や企業との連携による利用促進、意識啓発 ・公共交通機関相互の接続性の向上 ・ICT を活用した利用促進 ・MaaS や、IoT や AI を活用した新たなモビリティサービスの検討 ■交通によるおもてなし環境の創出 ・来訪者(観光、ビジネス)向けの交通施策	■まちなか居住の推進 ・住宅取得や整備への支援 ■公共交通沿線居住の推進 ・住宅取得や整備への支援 ■公共交通沿線の宅地開発の推進 ・宅地開発事業者への支援 ■都市計画制度の活用 ・用途地域の変更、地区計画の決定等 ■届出制度の活用 ・居住誘導区域外における届出 ■空き家、空き地等の活用 ・中古住宅取得やリフォームへの支援	■中心市街地の活性化 ■富山駅周辺の整備 ・都市計画道路等の整備 ■公有地等を活用した都市機能の整備 ・旧富山市総合体育館分館跡地 ・旧富山市立図書館本館跡地 ■アドバイザーの派遣、計画策定の支援によるまちづくりの推進 ■届出制度の活用 ・都市機能誘導区域外等における届出 ■誘導施設の誘導 ・誘導施設の整備に対する支援 ■都市機能誘導方策の検討 ■移動販売、送迎サービスへの支援 ・中山間地域における移動販売事業者への支援 ■中心市街地、駅周辺等への事業所の立地支援 ・オフィスの立地に対する支援 ■エリアマネジメントの推進 ・富山駅周辺地区 ■市街地再開発事業の推進 ・中央通りD北地区 ■歩行空間等の整備・充実 ・ブルバール広場及び親水広場の再整備	■定住促進の推進 ・住宅賃貸やリフォーム等への支援 ■企業立地の促進 ・工業地区や流通業務地区の設定 ■歩きたくなるまちづくりの推進 ・「とは活」アプリ事業やベンチプロジェクトの推進 ・歩くライフスタイル普及啓発 ・AI カメラ等によるスマートプランニング ■GIS 活用によるまちづくりの推進 ・都市的指標調査の実施 ・人口等関連データのオープン化
◎新たに取組む・検討する施策	◎富山市地域公共交通計画の策定	◎低未利用土地利用等指針の検討 ◎既存市街地におけるリノベーション方策の検討 ◎市街化区域編入による駅周辺の住宅地の拡大 ・速星駅、水橋駅周辺	◎地域拠点活性化方策の検討 ・南富山駅周辺地区 ◎郊外部における身近な拠点づくりの推進	◎次期都市マスタープランの策定

本計画における施策(お団子と串の強化)の展開イメージ



本市の施策展開と各種計画との関係